

## 秋田県警察通信指令に関する訓令

平成22年5月13日本部訓令第9号  
最終改正 平成28年12月22日

この訓令は、迅速かつ的確な初動警察活動を行うため、秋田県警察における通信指令に関し必要な事項を定めており、その内容は、

- 通信指令室における業務
- 110番通報等に対する措置
- 緊急事案に対する措置
- 警察署通信室における通信指令業務
- 通信指令室からの指令等に対する警察署通信室の措置
- 無線自動車等勤務員の運用

などである。